

北海道農業振興地域整備基本方針の概要

I 基本方針変更の趣旨

- 「農業振興地域の整備に関する法律」（「農振法」）に基づき、国は、「農用地等の確保に関する基本指針」を定め、都道府県は、国の基本指針を踏まえて「農業振興地域整備基本方針」を定めることとなっており、国が令和2年12月8日に基本指針を変更したことから、道の基本方針について変更するもの。
- 令和3年3月31日付けで国に協議したところ、4月30日付けで同意する旨の通知があったため、道基本方針を変更する。

II 基本方針の概要

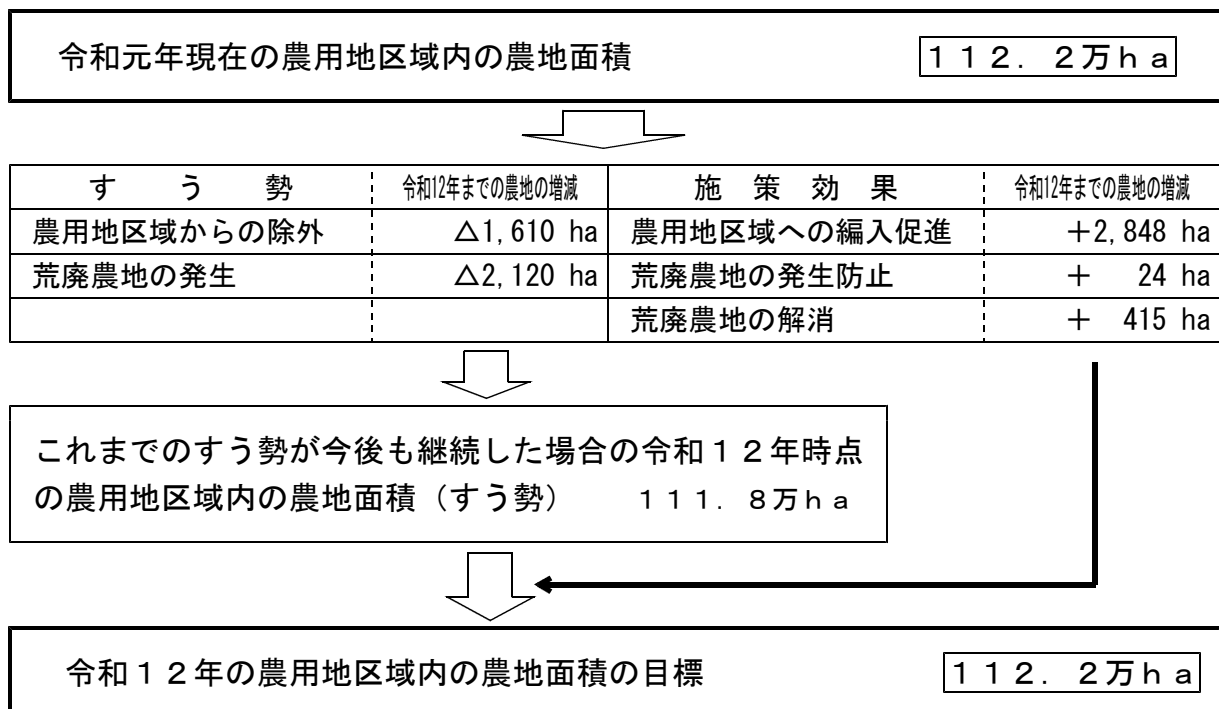
第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

- 令和12年の道における農用地区域内の農地面積の目標について、国の基本指針で示された「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積目標の設定基準」（下表の「すう勢」及び「施策効果」の各項目）を踏まえ、112万2千haと設定。

（国の基本指針では、令和12年の全国の農用地区域内の農地面積の目標を397万haと設定（令和元年現在400万ha））

- 農用地等の確保に向け、農業振興地域制度の適切な運用を図るとともに、担い手の確保・育成、農地の保全・有効利用、農業生産基盤の整備などの取組を推進。

<農用地区域内の農地面積の目標>



第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

基本指針における農業振興地域の指定基準等を踏まえ、市街化区域やもっぱら森林の用に供する区域など農業振興を図ることが見込まれない地域を除き、市町村毎に指定相当地域を設定。

第3 農業振興地域に関する基本的な事項

1 農業生産基盤の整備及び開発

農作業の一層の省力化・効率化や国内外の需要を取り込んだ付加価値の高い農産物の生産拡大に向けた整備、機能低下が懸念される農業水利施設等の適切な保安全管理などを推進。

2 農用地等の保全

優良農地の確保や荒廃農地の発生防止・解消等を推進するとともに、多面的機能の発揮に向けて地域住民が一体となって進める活力ある農村づくりを推進。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進

人・農地プランで描かれた地域の将来像の実現に向けて、地域の農業者と市町村、農業委員会などコーディネーター役を担う組織や農地中間管理機構が一体となって、担い手への農地の利用集積・集約化を推進。

4 農業の近代化のための施設の整備

農業の生産力・競争力の強化に向けた農業生産基盤の計画的な整備、高性能な農業用機械やスマート農業技術の導入など生産基盤の強化、集出荷貯蔵施設、加工施設など生産・流通体制の整備などを推進。

5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

家族経営など担い手の経営体質の強化や法人組織経営体の育成・発展など農業経営体の安定・発展とともに、新規就農者の育成・確保や経営感覚を備えた農業経営者の育成など農業経営の担い手の確保・定着を図る。

6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進

中山間地域等における直接支払い制度を活用した取組等への支援、農村ツーリズムや6次産業化の推進などを通じ、多様な人材が農業・農村で活躍できる環境づくりを進める。

7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備

農村地域の快適性と安全性の確保を図るため、営農用水と併せて生活用水を供給する営農飲雑用水施設、生活雑排水を処理する集落排水施設、農村の交通アクセスの向上を図る農道などの生活環境を整備。